

## 審議会傍聴に当たっての遵守事項

- 1 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 2 携帯電話・スマートフォン等の電源は切るかマナーモードに設定してください。
- 3 写真撮影やビデオカメラ・ICレコーダー等機器の使用は御遠慮ください。  
(予め申し込まれた場合は会議冒頭の頭撮りに限って写真撮影等を行うことができます。)
- 4 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は謹んでください。
- 5 審議における言論に対し、賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- 6 その他、会長及び香川地方最低賃金審議会事務局職員の指示に従うようお願いいたします。